資料２

**パブリック・コメント手続（意見募集）**

許認可等の標準処理期間に関する規則中

改正案について

意見募集期間

**令和４年（2022年）**

**４月11日（月）～５月10日（火）**

お問い合わせ先：**総務部総務課 市政情報コーナー**

**電話046-822-8186（直通）**

**横　　須　　賀　　市**

パブリック・コメント手続について

　市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

 (１) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表し

ます。

 (２) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受

け付けます。

 (３) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、

公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

　「許認可等の標準処理期間に関する規則」は、行政手続法及び横須賀市行政手続条例に基づく標準処理期間についての規則です。

許認可等に関する事務について、処理期間が法令により定められていないものについては、この規則で標準的な処理期間を定めることにより、許認可等を受けられるおおよその時期を予測できるようになることから、行政運営の公正の確保と透明性の向上に役立てることができます。また、許認可等に関する事務を迅速に処理するため、標準処理期間を定めたときは、これを公にしなければならない旨が定められています。

　「許認可等の標準処理期間に関する規則」は、このような考え方に基づくものであり、個別の事務の名称と標準処理期間等を別表に一覧にし、新たな事務が追加されるなどの変更がある場合には、その都度見直しをしています。

　この度のパブリック・コメント手続は、この別表の見直しに関し全般的なこと又は個別の事項についてご意見を伺うものです。

**【目　次】**

* 許認可等の標準処理期間に関する規則中改正案（別表の改正）

標準処理期間を新たに設定する事務　 ………………………………… ２

標準処理期間を削除する事務　 ………………………………………… ６

◆ 許認可等の標準処理期間に関する規則（抜粋） ……………………… ８

◆ 意見の提出方法　 ………………………………………………………… ９

**・標準処理期間を新たに設定する事務（11件）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 許認可等事務名 | 根　拠　法　令 | 標準処理期間 | 内 |
| 申請書の形式審査 | 申請内容の審査 |
| １ | 日常生活用具の給付 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第１項 | 30日 | １日 | 20日 |
| ２ | 助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の指定 | 生活保護法第55条第１項 | 30日 | ５日 | 20日 |
| ３ | 就労自立支援金の支給決定 | 生活保護法第55条の４第１項 | 14日 | １日 | 10日 |
| ４ | 進学準備給付金の支給決定 | 生活保護法第55条の５第１項 | 14日 | １日 | 10日 |
| ５ | 医療法人の吸収合併の認可 | 医療法第58条の２第４項 | 90日 | ３日 | 40日 |
| ６ | 医療法人の新設合併の認可 | 医療法第59条の２ | 90日 | ３日 | 40日 |
| ７ | 医療法人の吸収分割の認可 | 医療法第60条の３第４項 | 90日 | ３日 | 40日 |
| ８ | 医療法人の新設分割の認可 | 医療法第61条の３ | 90日 | ３日 | 40日 |
| ９ | 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定 | 児童福祉法第19条の９第１項 | 30日 | １日 | 27日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訳 | 理由 | 所管課名 |
| 現地調査 | 他機関との協議等 | 決裁手続 |
| ７日 |  | ２日 | 本件許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため。 | 民生局福祉こども部障害福祉課 |
|  |  | ５日 | 法令改正により新たに事務が生じたため。 | 民生局福祉こども部生活支援課 |
|  |  | ３日 | 法令改正により新たに事務が生じたため。 | 民生局福祉こども部生活福祉課 |
|  |  | ３日 |
|  | 40日 | ７日 | 法令改正により新たに事務が生じたため。 | 民生局健康部保健所企画課 |
|  | 40日 | ７日 |
|  | 40日 | ７日 |
|  | 40日 | ７日 |
|  |  | ２日 | 本件許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため。 | 民生局こども家庭支援センターこども給付課 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 許認可等事務名 | 根　拠　法　令 | 標準処理期間 | 内 |
| 申請書の形式審査 | 申請内容の審査 |
| 10 | 建築物の耐震改修計画の認定 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第３項 | 60日 | １日 | 45日 |
| 11 | 建築物の耐震改修計画の変更の認定 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条第２項 | 60日 | １日 | 45日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訳 | 理由 | 所管課名 |
| 現地調査 | 他機関との協議等 | 決裁手続 |
| ７日 |  | ７日 | 本件許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため。 | 都市部建築指導課 |
| ７日 |  | ７日 |

**・標準処理期間を削除する事務（３件）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 許認可等事務名 | 根　拠　法　令 | 標準処理期間（変更前） | 内 |
| 申請書の形式審査 | 申請内容の審査 |
| １ | 健康増進センター（駐車場に限る。）の利用許可 | 健康増進センター条例第10条第１項 | 即日 |  |  |
| ２ | 医療法人の合併の許可 | 医療法第57条第４項 | 20日 | ５日 | 10日 |
| ３ | 存続期間が１年を超える仮設興行場等の許可 | 建築基準法第85条第６項 | 60日 | ２日 | 21日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訳 | 理由 | 所管課名 |
| 現地調査 | 他機関との協議等 | 決裁手続 |
|  |  |  | ゲート式駐車場の導入により、利用許可に係る事務が廃止されたため。 | 民生局健康部健康総務課 |
|  |  | ５日 | 法改正により、許認可事務が吸収合併、新設合併、吸収分割及び新設分割の認可に細分化されたため。 | 民生局健康部保健所企画課 |
| １日 | 30日 | ６日 | 本市における事例が極めてまれで、先に定めた標準処理期間の妥当性を見直す必要が生じたため。 | 都市部建築指導課 |

○許認可等の標準処理期間に関する規則（抜粋）

(総則)

第１条　行政手続法(平成５年法律第88号)第６条及び横須賀市行政手続条例(平成８年横須賀市条例第３号)第５条第１項に規定する標準処理期間(申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。)については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(標準処理期間等)

第２条　標準処理期間は、別表のとおりとする。

２　前項に規定する標準処理期間は、申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する処分をする日までの日数(当該申請が到達した日に処分する場合においては、即日)とする。

３　前項の算定においては、次に掲げる日数は算入しないものとする。

(１)　休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第10号)第１条第１項に規定する本市の休日の日数

(２)　申請期間を定め、その期間内に申請のあったものを一括して処理する場合における当該申請期間の末日までの日数

(３)　申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数(申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要とする日数を含む。)

(４)　申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数

(５)　公聴会の開催等、申請者以外の者の意見を聴くために必要とする日数

(適用除外)

第３条　当該申請に対する処分に異例な事務を必要とし、市長又は福祉事務所長が明らかに前条に規定する標準処理期間内に処分することができないと認める事務については、同条の規定にかかわらず、当該標準処理期間を超えて処理することができる。

(例外規定)

第４条　補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号)及びサービス等提供規則(平成12年横須賀市規則第２号)に基づく標準処理期間については、別に定める。

(標準処理期間の掲出)

第５条　標準処理期間を設定した課等は、当該標準処理期間を申請者が見やすい箇所に表示しなければならない。

**意　見　の　提　出　方　法**

１　提出期間　令和４年（2022年）４月11日（月）から５月10日（火）まで

２　宛　　先　総務部総務課情報公開係（市政情報コーナー）

３　提出方法

（１）書式は特に定めておりませんが、住所及び氏名を明記してください。

（２）市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

・ 市内在勤の場合　勤務先名・所在地

・ 市内在学の場合　学校名・所在地

・ 本市に納税義務のある場合　納税義務があることを証する事項

・ 本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合　利害関係があることを証する事項

（３）次のいずれかの方法により提出してください。

・ 直接持ち込み　市政情報コーナー（横須賀市役所本館２号館１階34番窓口）

各行政センター

・ 郵送　〒238－8550　横須賀市小川町11番地　横須賀市役所　市政情報コーナー

・ ファクシミリ　046-826-1682

・ 電子メール　inf-co@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。

御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、

速やかに公表いたします。